

評価実施	令和 2 年度	事務事業マネジメントシート（兼 事務事業コスト計算書）													
事務事業名	No.	男女平等推進施策事業					所属部	政策経営部	所属課	市長室					
政策名	No.	1 人権・平和・男女共同参画					所属係	平和・人権・ダイバーシティ推進係	課長名	吉田 徳史					
施策名	No.	基本施策2 男女共同参画社会の実現と女性への総合的な支援					裁量性	裁量性が大きい事業							
予算科目	会計	款	項	目	事業コード					法令根拠					
	一般	0	2	0	1	0	9	0	1	0	4	8	0	0	男女共同参画社会基本法 国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例
事業期間		単年度のみ					☒ 単年度繰返	期間限定複数年度 （ R2 年度 ～ 年度 ）							

事務事業の概要	
事業の具体的な手順及び詳細（期間限定複数年度事業は全体像を記述） 【男女平等・男女共同参画推進計画の点検・評価と推進】 平成30年度に引き続き、国立市男女平等推進会議において平成30年度推進状況調査を実施するとともに、国立市男女平等推進市民委員会に「国立市第5次男女平等・男女共同参画推進計画」の中間評価について諮問し答申を受けた。 【男女平等推進啓発活動】 男女平等について市民や職員の理解と関心を高めるための啓発活動を実施。 【多摩3市男女共同参画推進共同研究会】 平成25年度から平成29年度の5か年にわたり、男女共同参画社会を実現し、地域の活性化と発展につなげるため、小金井市、狛江市、国立市の3市による共同研究会を開催し、研究活動を行ってきた。平成30年度からは、今後3年間の取組として、3市の市民により構成される市民サポーターとともに、平成29年度市民サポーター会議で提示された内容について、テーマに関する調査研究活動に取り組んでいる。	この事業を開始した経緯（いつ、どのような経緯で開始したか） 昭和55年に「国立市婦人関係行政連絡協議会」を発足させて女性問題に関する取組を開始した。 活動実績及び事業計画 令和元年度の実績（令和元年度に行った主な活動を具体的に記載） ・多様な性に関する職員指針の作成 ・多摩3市男女共同参画推進共同研究会及び市民サポーター会議の開催 ・国立市男女平等推進会議や指名職員で構成される国立市男女平等参画兼ドメスティック・バイオレンス対策推進連絡会の開催 ・「東京レインボープライド2019」ブース出展・庁内職員向けにLGBT研修の実施・多様な性と人権に関する市民意識調査の実施・「国立市第5次男女平等・男女共同参画推進計画」の中間年度における点検評価の実施 令和2年度の事業計画（令和2年度に計画している主な活動を具体的に記載） ・「東京レインボープライド」へのブース出展（今年度はコロナにより開催中止）を含む多様な性に関する施策を行う。「国立市第5次男女平等・男女共同参画推進計画」の進捗状況報告・パートナーシップ制度の創設、多摩3市男女共同参画推進共同研究会の開催

1 現状把握の部（PLAN）（DO）	
(1) 事務事業の目的 この事業を実施する背景・課題等（なぜこの事業を行うのか） 現状として固定的な性別役割分担意識やそれに基づく社会慣行、性別を理由とした人権侵害や暴力であったり、女性と男性の間の格差、また性的指向や性自認等を理由とした差別や偏見といった課題があることから、市としての男女平等参画社会の実現を推進するため行政として取り組む必要がある。 事業の対象者及び対象とした理由（できるだけ細かくセグメント化する） すべての市民（市内に居住する者、市内で働く者、市内で学ぶ者その他市内で活動をする者） この事業による直接的な効果及び施策の成果向上への道すじ（裁量性の大きい事業のみ記載） 男女平等意識を向上させることで、男女平等参画社会を実現する。性別や性的指向、性自認等に関わりなく「自分らしく」生きることができる社会を実現させる。	

(2)各指標等の推移		項目	名称	単位	平成28年度 (決算)	平成29年度 (決算)	平成30年度 (決算) (A)	令和元年度 (決算見込み) (B)	令和2年度 (当初予算)	目標年度 (目標値)	差額 (B)－(A)
①	活動指標 (事務事業の活動量を表す指標)	活動指標	市民向けイベントの開催回数(男女平等参画ステーション事業を除く)	ア 回	4	2	1	1	1		0
			参加延べ人数	イ 人	185	116	800	1200	1200		400
②	対象指標 (対象の大きさを表す指標)	対象指標	人口(4月1日時点)	ア 人	75054	75466	75932	75984	76282		52
				イ							0
③	成果指標 (事務事業の達成度を表す指標)	成果指標	男女の役割が平等だと思ふ市民の割合	ア %	38	35.9	33.5				-33.5
				イ							0
④	上位成果指標 (施策の達成度を表す指標)	上位成果指標	社会参画機会の男女比が適切だと思ふ市民の割合	ア %	29.4	28.9	25.8				-25.8
				イ							0

③事務事業コストの推移											
項目		単位	平成28年度 (決算)	平成29年度 (決算)	平成30年度 (決算) (A)	令和元年度 (決算見込み) (B)	令和2年度 (当初予算)	目標年度 (目標値)	差額 (B)-(A)		
支出内訳	人に係るコスト	正規職員従事人数	人	2	2	2	2	3			
		延べ業務時間	時間	1,333	1,500	1,400	1,500	2,800		100	
		正規職員人件費計(C)	千円	6,665	7,500	7,000	7,500	14,000	0	500	
		再任用職員従事人数	人	0	0	0	0	0			
		延べ業務時間	時間	0	0	0	0	0		0	
		再任用職員人件費計(D)	千円	0	0	0	0	0	0	0	
		嘱託職員従事人数	人	2	2	2	2	2			
		延べ業務時間	時間	921	1,125	600	600	600		0	
		嘱託職員人件費計(E)	千円	1,382	1,688	900	900	970	0	0	
	人に係るコスト計(F)	千円	8,047	9,188	7,900	8,400	14,970	0	500		
	物に係るコスト	物件費	千円	610	185	341	1,823	517		1,482	
		うち委託料	千円	0	12	0	1,012	0		1,012	
		維持補修費	千円	0	0	0	0	0		0	
		物に係るコスト計(G)	千円	610	185	341	1,823	517	0	1,482	
	移転支出的なコスト	扶助費	千円	0	0	0	0	0		0	
		補助費等	千円	153	1,010	192	346	209		154	
		繰出金	千円	0	0	0	0	0		0	
		その他	千円	0	0	91	537	728		446	
		移転支出的なコスト計(H)	千円	153	1,010	283	883	937	0	154	
	その他										
その他		千円	528	374	0	0	0		0		
	支出計(I)=(F)+(G)+(H)	千円	9,338	10,757	8,524	11,106	16,424	0	2,136		
収入内訳											
	国庫支出金	千円	0	0	0	0	0		0		
	都支支出金	千円	0	0	0	0	0		0		
	分担金及び負担金	千円	0	515	0	0	0		0		
	使用料及び手数料	千円	0	0	0	0	0		0		
	繰入金	千円	0	0	0	0	0		0		
	その他	千円	0	0	0	0	0		0		
	収入計(J)	千円	0	515	0	0	0	0	0		
	収支差額(K)=(J)-(I)	千円	-9,338	-10,242	-8,524	-11,106	-16,424	0	-2,136		
	一般財源投入割合	%	100%	95%	100%	100%	100%	#DIV/0!			

2 評価の部（CHECK）＊原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価	
① 公共関与の妥当性	☐ 見直し余地がある ⇒【以下に理由を記入】 ⇒3 改革・改善方向の部に反映 ☒ 妥当である ⇒【以下に理由を記入】 なぜこの事業を行政が行わなければならないのか？税金を使う必要があるか、民間や受益者ができる事業か？かつ、行政が行うとした場合、国・都が行う事業か、それとも市が行う事業か？
② 成果の向上余地	☐ 向上余地がある ⇒【以下に理由を記入】 ⇒3 改革・改善方向の部に反映 ☒ 向上余地がない ⇒【以下に理由を記入】 成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？
③ 廃止・休止の成果への影響	☐ 影響無 ⇒【以下に理由を記入】 ⇒3 改革・改善方向の部に反映 ☒ 影響有 ⇒【その内容】 事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？
④ 類似事業との統廃合・連携の可能性	☐ 他に手段がある（具体的な手段、事務事業） ☐ 統廃合・連携ができる ⇒【以下に理由を記入】 ⇒3 改革・改善方向の部に反映 ☐ 統廃合・連携ができない ⇒【以下に理由を記入】 ☒ 他に手段がない ⇒【以下に理由を記入】 目的を達成するには、この事務事業以外他に方法はないか？類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？ 公民館等で行っている関連事業との連携の余地はあるが、統合は難しい。
⑤ 事業費の削減余地・歳入の確保	☐ 事業費削減(歳入確保)余地がある ⇒【以下に理由を記入】 ⇒3 改革・改善方向の部に反映 ☒ 事業費削減(歳入確保)余地がない ⇒【以下に理由を記入】 成果を下げずに事業費を削減できないか？（仕様や工法の適正化、住民の協力など） 最小限の事業費で実施している。
⑥ 人件費(延べ業務時間)の削減	☐ 削減余地がある ⇒【以下に理由を記入】 ⇒3 改革・改善方向の部に反映 ☒ 削減余地がない ⇒【以下に理由を記入】 やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？成果を下げずにより正職員以外の職員や委託でできないか？（アウトソーシングなど） 最小限の人員体制で実施している。平成30年4月施行の「国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例」については、全国的にも先進的なものであるため、正規職員が対応する内容（視察対応等各種問い合わせ対応）が依然として多く、引き続き、条例の周知及び理解促進のための啓発事業等も必要となる。また、議会での陳情採択を受けて、パートナーシップ制度の創設を行うため、削減できる余地はない。
⑦ 受益機会・費用負担の適正化	☐ 見直し余地がある ⇒【以下に理由を記入】 ⇒3 改革・改善方向の部に反映 ☒ 公平・公正である ⇒【以下に理由を記入】 事業の内容が一部の受益者に偏っているか？受益者負担が公平・公正になっているか？
事業の実施に当たり、ソーシャル・インクルージョンの理念を踏まえ、多様性への配慮はなされているか？	
☒ 適切に実施している・一部実施している ⇒【以下に理由（具体的な取組内容）を記入】 ☐ 実施していない ⇒3 改革・改善方向の部に反映 ☐ 評価になじまない	
市がイベントを主催する際は、保育が必要な子どものいる市民等が、子どもがいることにより参加をためらい、結果として参加対象者から排除されることのないよう、預かり保育を設け実施している。	
この事業の対象者からの意見（想定している効果と対象者の感じている効果のギャップはあるか？）（裁量性の大きい事業のみ記載） 平成30年度に引き続きLGBTに関する国内最大の祭典である「東京レインボープライド」に出展を行い来場者へのアンケートを実施したところ、市民も含め都内都外の多数の来場者から条例制定の意義も含め、市の取り組みを先進的等の言葉で高く評価いただけていることが再認識できた。また、令和元年第4回定例会ではパートナーシップ制度の創設について陳情が提出され採択された。より多くの方に条例の理念を浸透させていくためにも、一層の啓発活動の推進と、多様な性に関する施策を継続して検討していく必要がある。	
この事業は施策の成果向上や公益の増進に役立っているか？（裁量性の大きい事業のみ記載） 上記の通り、事業の実施により市民の意識改革に着実に成果が現れている。今後も男女平等参画に向けた啓発事業を継続することでさらなる成果が期待できる。	
3 評価結果の総括と今後の方向性（次年度計画と予算への反映）（ACTION）	
(1) 担当課評価者としての評価結果	(2) 全体総括（振り返り、反省点） 「国立市第5次男女平等・男女共同参画推進計画」の進捗状況に関する点検評価を行うため、国立市男女平等推進市民委員会へ諮問及び市民意識調査を実施し、委員会での審議を経て答申を受けた。また、平成30年4月に施行した「国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例」の周知等を目的として、LGBTに関するイベントにも出展するなど積極的に活動を行ってきた。議会でのパートナーシップ制度についての陳情採択を受け次年度は同制度の創設を目指すとともに、引き続き男女平等・男女共同参画推進計画の着実な実施と、ソーシャル・インクルージョンの理念の更なる浸透を目指し、様々な団体や関係者と連携して推進していく。
(3) 今後の事業の方向性（改革改善案）・・・具体的に記載 ☐ 事業のやり方改善（有効性改善） ☐ 事業のやり方改善（効率性改善） ☐ 事業のやり方改善（公平性改善） ☐ 事業統廃合・連携 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止 ☒ 現状維持（従来通りで特に改革改善をしない） 引き続き公民館や平成30年5月に開設された「くにたち男女平等参画ステーション」などの連携を検討しながら、効果的なイベント等を実施していく。	
(4) 改革・改善による期待成果（廃止・休止の場合は記入不要） コスト 成果 向上 維持 低下 削減 維持 増加 ○ × ×	
(5) 改革、改善を実現する上で解決すべき課題とその解決策 誰も排除せず、1人1人の多様性が認め合える社会の実現のためには、ソーシャル・インクルージョンの理念を市民だけでなく、職員や教育関係者、事業者等にも広く周知し、引き続き啓発していく必要がある。また、社会状況の変化に的確に対応していくためにも、LGBT等の当事者の方の直面する課題についても、調査研究しながら当事者も交え、柔軟に施策を検討していくことが重要である。	
(6) <目標達成基準、見直し・廃止基準>この事業はどのような状態となれば目標が達成されたことになりますか。また、見直し・廃止となりますか？ 男女平等推進施策事業はすべての人が、性別等を理由とした人権侵害や暴力を受けることなく、その個性と能力を十分に発揮して自分らしく生きることができる社会を実現することを目標としている。男女共同参画社会基本法にも地方公共団体としての責務が規定されており、法律の要請がある限りは事業を廃止することはない。	

評価実施	令和 2 年度	事務事業マネジメントシート（兼 事務事業コスト計算書）									
事務事業名	No.		女性等相談支援事業					所属部	政策経営部	所属課	市長室
政策名	No.		1 人権・平和・男女共同参画					所属係	男女平等・女性支援担当	課長名	吉田 徳史
施策名	No.		基本施策2 男女共同参画社会の実現と女性への総合的な支援					裁量性	裁量性が大きい事業		
予算科目	会計	款	項	目	事業コード					法令根拠	売春防止法・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律・ストーカー行為等の規制等に関する法律
	一般	2	1	9	0	1	0	4	8		
事業期間		単年度のみ			☒ 単年度繰返			☐ 期間限定複数年度		（ 24 年度 ～ 年度 ）	

事務事業の概要	
事業の具体的な手順及び詳細（期間限定複数年度事業は全体像を記述） ・女性相談支援については、「売春防止法」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」・「ストーカー行為等の規制等に関する法律」等を根拠として、DVや困難な状況を抱えた女性から、電話や面接等で相談を受け、課題を整理し、各種制度や社会資源に関する情報提供、心理的なサポートなどを行い、相談者のエンパワーメントを促すような相談支援を実施。 ・夜間・休日女性相談については、平日の市役所閉庁時から開庁前、及び土曜・日曜・祝日について国立市内在住の女性を対象とした電話相談を行い、緊急的な相談対応を実施。 ・様々な状況におかれた女性からの相談に総合的に対応するために、婦人相談員及び関係部署の職員のスキル向上を目的としたスーパービジョン研修を実施。	この事業を開始した経緯（いつ、どのような経緯で開始したか） 女性相談は、「売春防止法（昭和31年）」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づき規定されている。 活動実績及び事業計画 令和元年度の実績（令和元年度に行った主な活動を具体的に記載） 女性相談延べ相談件数 411件、夜間・休日女性相談事業 延べ相談件数 187件、スーパービジョン研修 2回の実施 女性支援についてのマニュアルの作成、DV被害者の個人情報保護の体系化を行った。 令和2年度の事業計画（令和2年度に計画している主な活動を具体的に記載） 関係部署、機関と連携した女性相談の実施。夜間休日女性相談事業の実施。相談支援の課題解決及び相談員の能力向上のために専門家を招いてのスーパービジョン研修の実施。

1 現状把握の部（PLAN）（DO）	
(1) 事務事業の目的	
この事業を実施する背景・課題等（なぜこの事業を行うのか） DVやストーカー被害、経済的困窮など様々な理由で困難な状況に陥った女性に関し、各種手当や支援サービス、生活保護や緊急一時保護などのセーフティネット制度などを利用し、早期の課題解決が必要である。女性がこのような状況に陥る要因として、社会における男女平等参画が依然として実現されておらず、女性と男性の様々な格差が生じており、結果として女性がDVや経済的な面で困難な状況に陥ることとなる。行政として直接的な個別支援と構造的な課題へのアプローチ（男女平等参画事業）の両面が必要となる。	
事業の対象者及び対象とした理由（できるだけ細かくセグメント化する） ①女性相談→市内在住の全ての女性 ②スーパービジョン→婦人相談員及びDVに関わりのある関係部署職員等 ③夜間・休日女性相談事業→市内在住の全ての女性	
この事業による直接的な効果及び施策の成果向上への道すじ（裁量性の大きい事業のみ記載） ・女性 は社会的な構造により困難な状況に陥りやすく、女性特有の支援が必要とされるため、女性に特化した相談を受けることで自立に向けた効果的な支援が可能となる。 ・支援者がスーパービジョン研修を受けることで、相談技術の向上、支援体制の強化が図られることにつながり、対象者によりよい支援を提供することにつながる。 ・夜間・休日女性相談では行政窓口が閉庁している時間帯に相談の開口を広げることにより、より広範な対象者を獲得することができ、困難に陥る前の予防的な効果が期待できる。	

(2)各指標等の推移										
項目		名称	単位	平成28年度 (決算)	平成29年度 (決算)	平成30年度 (決算)(A)	令和元年度 (決算見込み)(B)	令和2年度 (当初予算)	目標年度 (目標値)	差額 (B)-(A)
①	活動指標 (事務事業の活動量を表す指標)	研修回数	ア 回	4	4	2	2	3	3	0
		電話相談件数	イ 回	332	286	217	244	300	300	27
②	対象指標 (対象の大きさを表す指標)	市職員数(嘱託・臨職含む)	ア 人	1,106	1,147	1,165	1,176	1,190	1,190	11
		市内の女性の人数(4月1日時点)	イ 人	38,221	38,512	38,790	38,863	39,064	39,064	73
③	成果指標 (事務事業の達成度を表す指標)	研修参加者延べ人数	ア 人	27	12	11	41	40	40	30
		市窓口で対応した相談件数	イ 件	232	348	328	416	450	450	88
④	上位成果指標 (施策の達成度を表す指標)	DV等を受けた時に、どこにも相談しなかった(できなかった)市民の割合	ア %							0
		市内における女性の相談支援拠点	イ 箇所	3	3	4	4	4	4	0

(3)事務事業コストの推移											
項目			単位	平成28年度 (決算)	平成29年度 (決算)	平成30年度 (決算)(A)	令和元年度 (決算見込み)(B)	令和2年度 (当初予算)	目標年度 (目標値)	差額 (B)-(A)	
支出内訳	人に係るコスト	正規職員従事人数	人	2	2	2	2	2			
		延べ業務時間	時間	78	1,300	2,000	1,600	1,600		-400	
		正規職員人件費計(C)	千円	390	6,500	10,000	8,000	8,000	0	-2,000	
		再任用職員従事人数	人								
		延べ業務時間	時間							0	
		再任用職員人件費計(D)	千円	0	0	0	0	0	0	0	
		嘱託職員従事人数	人	2	2	1	1	1			
		延べ業務時間	時間	45	1,500	1,000	700	700		-300	
		嘱託職員人件費計(E)	千円	68	2,250	1,500	1,050	1,050	0	-450	
	人に係るコスト計(F)	千円	458	8,750	11,500	9,050	9,050	0	-2,450		
	物に係るコスト	物件費	千円	960	1,920	1,962	2,155	8,263		193	
		うち委託料	千円	960	1,920	1,870	2,059	8,166		189	
		維持補修費	千円							0	
		物に係るコスト計(G)	千円	960	1,920	1,962	2,155	8,263	0	193	
	移転支出的なコスト	扶助費	千円							0	
		補助費等	千円	120	120	60	46	100		-14	
		繰出金	千円							0	
		その他	千円							0	
	移転支出的なコスト計(H)		千円	120	120	60	46	100	0	-14	
その他									0		
	その他	千円							0		
支出計(I)=(F)+(G)+(H)			千円	1,538	10,790	13,522	11,251	17,413	0	-2,271	
収入内訳										0	
	国庫支出金	千円		1,228	1,224	1,224	1,224		0		
	都支出金	千円							0		
	分担金及び負担金	千円							0		
	使用料及び手数料	千円							0		
	繰入金	千円							0		
	その他	千円							0		
									0		
	収入計(J)	千円	0	1,228	1,224	1,224	1,224	0	0		
	収支差額(K)=(J)-(I)	千円	-1,538	-9,562	-12,298	-10,027	-16,189	0	2,271		
一般財源投入割合			%	100%	89%	91%	89%	93%	#DIV/0!		

2 評価の部(CHECK)＊原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価		
公共関与性評価	① 公共関与の妥当性	☐ 見直し余地がある ⇒【以下に理由を記入】 ⇒3 改革・改善方向の部に反映 ☒ 妥当である ⇒【以下に理由を記入】 ・左記の法律に婦人相談員が規定されており、行政が担うこととされている。 ・DV被害者支援を含む女性支援は、個人情報保護など秘匿性が高い業務であり、市民の安全を確保するためにも行政が担うことが妥当である。 ・様々な女性の問題解決には、生活保護制度や各種手当など行政サービスによる支援が必要であることから、効果的な支援に結びつけるためにも地方自治体による実施が適切である。
	② 成果の向上余地	☒ 向上余地がある ⇒【以下に理由を記入】 ⇒3 改革・改善方向の部に反映 ☐ 向上余地がない ⇒【以下に理由を記入】 相談者の個性にに合わせて支援を行うため、インテーク力やアセスメント能力、各種制度などの社会資源情報の把握など、相談員には高いスキルと知識が必要とされることから、日頃の相談支援の積み重ねと共に各種研修やスーパーバイズ研修などにより支援力の向上が必要である。また、DV被害者支援は個人情報保護等の観点から、全庁的な対応が必要であり、マニュアルなどを活用し、緊密な連携体制の強化が求められる。
	③ 廃止・休止の成果への影響	☐ 影響無 ⇒【以下に理由を記入】 ⇒3 改革・改善方向の部に反映 ☒ 影響有 ⇒【その内容】 ・困難な状況におかれた女性に対し、行政はセーフティネットとしての機能、役割がある。 ・本事業が廃止・休止となった場合、女性の総合的な相談支援の拠点がなくなることから、DVやストーカー被害等を受けている女性などへの専門的な支援が提供できなくなる。
	有効性評価	④ 類似事業との統廃合・連携の可能性
効率性評価	⑤ 事業費の削減余地・歳入の確保余地	☐ 事業費削減（歳入確保）余地がある ⇒【以下に理由を記入】 ⇒3 改革・改善方向の部に反映 ☒ 事業費削減（歳入確保）余地がない ⇒【以下に理由を記入】 婦人相談員の事業に関し、人件費などの補助金を受けている。現状以上の事業費削減及び歳入確保は困難である。
	⑥ 人件費（延べ業務時間）の削減余地	☐ 削減余地がある ⇒【以下に理由を記入】 ⇒3 改革・改善方向の部に反映 ☒ 削減余地がない ⇒【以下に理由を記入】 ・DV支援対策等を含む女性支援については、行政が担う役割であり外部委託には馴染まない。 ・業務時間についても、相談件数や相談者の個別状況によることから、概ね適切である。
公平性評価	⑦ 受益機会・費用負担の適正化	☐ 見直し余地がある ⇒【以下に理由を記入】 ⇒3 改革・改善方向の部に反映 ☒ 公平・公正である ⇒【以下に理由を記入】 ・全ての女性が対象となっており、公正・公平である。

事業の実施に当たり、ソーシャル・インクルージョンの理念を踏まえ、多様性への配慮はなされているか？	
☒ 適切に実施している・一部実施している ⇒【以下に理由（具体的な取組内容）を記入】	☐ 実施していない ⇒3 改革・改善方向の部に反映
評価になじまない	
女性相談に関して、性自認が女性の方であれば相談の対象としている。しかし、一時保護施設は戸籍が女性であることが要件のため課題となっている。国籍については書類等の準備はあるが、コミュニケーション方法については十分とは言えず、通訳などのサービスの確保が必要である。	
この事業の対象者からの意見（想定している効果と対象者の感じている効果のギャップはあるか？）（裁量性の大きい事業のみ記載） ・課題解決し自立につながった相談者からは評価の声がある。一方で、若年女性などからは、行政に相談しにくいとの声がある。男女平等参画ステーション、夜間休日女性相談、民間女性支援団体などの相談窓口をより一層周知し相談につなげていく。	
この事業は施策の成果向上や公益の増進に役立っているか？（裁量性の大きい事業のみ記載） 困難な状況におかれる女性への支援は、男女平等推進のための重要な柱の1つであり、条例及び推進計画に基づき計画的に取り組む必要がある。本事業の実施は、施策の成果向上及び公益の増進に直接的につながるものであり、今後も全庁の関係部署、民間女性支援団体などの関係機関との連携を図り、継続的かつ着実に実施していく。	

3 評価結果の総括と今後の方向性（次年度計画と予算への反映）（ACTION）																	
(1) 担当課評価者としての評価結果	(2) 全体総括（振り返り、反省点） DV等被害者や様々な理由で困難な状況におかれた女性の課題は複合的であり、様々な角度からの問題解決（アプローチ）が必要となることから、人権の視点を持ち、相談員の更なる資質向上が必要である。また、行政のみならず、地域の支援者との協力関係や多機関での連携が必要である。 国においても、婦人保護事業への抜本的な見直しが検討されており、地域における女性の課題や支援の課題等に関し、積極的に国や都に対して意見を訴えていきたい。																
(3) 今後の事業の方向性（改革改善案）・・・具体的に記載 ☒ 事業のやり方改善（有効性改善） ☐ 事業のやり方改善（効率性改善） ☐ 事業のやり方改善（公平性改善） ☐ 事業統廃合・連携 ☐ 縮小 ☐ 廃止 ☐ 現状維持（従来通りで特に改革改善をしない）	(4) 改革・改善による期待成果（廃止・休止の場合は記入不要） <table><tr><td></td><td>削減</td><td>維持</td><td>増加</td></tr><tr><td>向上</td><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>維持</td><td></td><td></td><td>×</td></tr><tr><td>低下</td><td></td><td>×</td><td>×</td></tr></table>		削減	維持	増加	向上		○		維持			×	低下		×	×
	削減	維持	増加														
向上		○															
維持			×														
低下		×	×														
(5) 改革、改善を実現する上で解決すべき課題とその解決策 様々な課題をもつ相談者に対し、庁内の関係部署や民間女性支援団体との連携強化と新たな社会資源の確保など、多様な解決方法を整備する。女性支援マニュアルの共有については、男女平等推進会議やDV部会等で周知を図る。必要に応じてマニュアルは改訂していき、現状に即した内容としていく。 夜間・休日女性相談については、相談件数や相談内容、相談時間の精査を行い、効果を検証しながら事業を進めていく。 (6) <目標達成基準、見直し・廃止基準>この事業はどのような状態となれば目標が達成されたことになりますか。また、見直し・廃止となりますか？ 困難な状況におかれた女性に対し、関係部署や機関との連携した支援を行い（エンパワーメント）、相談者が自らの力で問題解決を行い、自立につながったと実感できたと目標が達成されたと判断できる。 事業の廃止等は、男女平等参画社会が実現され、DV被害等がなくなった場合に考えられるが、現状の社会においては実現の可能性は極めて低いものと考ええる。																	

評価実施	令和 2 年度	事務事業マネジメントシート（兼 事務事業コスト計算書）									
事務事業名	No.	女性等緊急一時保護事業					所属部	政策経営部	所属課	市長室	
政策名	No.	1 人権・平和・男女共同参画					所属係	男女平等・女性支援担当	課長名	吉田 徳史	
施策名	No.	基本施策2 男女共同参画社会の実現と女性への総合的な支援					裁量性	裁量性が大きい事業			
予算科目	会計	款	項	目	事業コード		法令根拠	売春防止法・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律・ストーカー行為等の規制等に関する法律			
	一般	2	1	9	0	1	0	4	1	0	
事業期間	単年度のみ		☒		単年度繰返		期間限定複数年度		(昭和50 年度 ～ 年度)		

事務事業の概要	この事業を開始した経緯(いつ、どのような経緯で開始したか) 平成13年4月施行の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の立法趣旨に鑑み、国立市においても配偶者からの暴力被害が増えている中で、暴力被害を受けている女性等に対して緊急一時保護を実施することにより生活の安定と自立支援を図る。 ※平成27年度から「女性等緊急一時保護費支給事業」と統合。 ※平成29年度より、子育て支援課ひとり親・女性支援係から市長室男女平等・女性支援担当に担当所管が変更となった。	この事業を開始した経緯(いつ、どのような経緯で開始したか) 平成13年4月施行の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の立法趣旨に鑑み、国立市においても配偶者からの暴力被害が増えている中で、暴力被害を受けている女性等に対して緊急一時保護を実施することにより生活の安定と自立支援を図ることを目的として開始。 活動実績及び事業計画 令和元年度の実績(令和元年度に行った主な活動を具体的に記載) 令和元年度一時保護は2件で、緊急一時保護費支給事業についての実績は0件であった。 令和2年度の事業計画(令和2年度に計画している主な活動を具体的に記載) 令和元年度をもって多摩地域の民間シェルター運営団体が事業を休止したことから、緊急避難先の社会資源が減少した。DV被害者の相談が増加傾向にある中で女性パーソナルサポート事業とも連携して緊急一時保護機能が適切に運営できるよう取り組む。
---------	--	--

1 現状把握の部(PPLAN)(DO)									
(1) 事務事業の目的 この事業を実施する背景・課題等(なぜこの事業を行うのか) DV被害等により一時的に避難する必要がある女性等に対し、安全な避難先および支援を提供する必要があるため。									
事業の対象者及び対象とした理由(できるだけ細かくセグメント化する) 夫(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)等により家庭内暴力により緊急に避難が必要な方や居所等のない方で保護が必要と判断される女性及									
この事業による直接的な効果及び施策の成果向上への道すじ(裁量性の大きい事業のみ記載) 困難な状況にあるDV被害者等に対し、本事業を実施することで安心した空間を確保し、その先の自立支援に結び付けることが可能となる。、差別・排除・暴力のない誰もが安心安全に暮らせる社会の実現を目指す。									

(2)各指標等の推移									
項目	名称	単位	平成28年度 (決算)	平成29年度 (決算)	平成30年度 (決算)(A)	令和元年度 (決算見込み)(B)	令和2年度 (当初予算)	目標年度 (目標値)	差額 (B)-(A)
① 活動指標 (事務事業の活動量を表す指標)	暴力被害や居所がない等緊急を要する相談件数	ア	122	123	89	172	100	100	83
		イ							0
② 対象指標 (対象の大きさを表す指標)	保護を必要とする女性等の人数	ア							0
		イ							0
③ 成果指標 (事務事業の達成度を表す指標)	緊急一時保護件数	ア	1	3	1	2	1	1	1
		イ							0
④ 上位成果指標 (施策の達成度を表す指標)		ア							0
		イ							0

(3)事務事業コストの推移											
項目			単位	平成28年度 (決算)	平成29年度 (決算)	平成30年度 (決算)(A)	令和元年度 (決算見込み)(B)	令和2年度 (当初予算)	目標年度 (目標値)	差額 (B)-(A)	
支出内訳	人に係るコスト	正規職員従事人数	人	2	2	2	2	2			
		延べ業務時間	時間	212	1,300	1,000	800	800		-200	
		正規職員人件費計(C)	千円	1,060	6,500	5,000	4,000	4,000	0	-1,000	
		再任用職員従事人数	人								
		延べ業務時間	時間							0	
		再任用職員人件費計(D)	千円	0	0	0	0	0	0	0	
		嘱託職員従事人数	人	2	2	1	1	1			
	物に係るコスト	延べ業務時間	時間	255	700	500	400	400		-100	
		嘱託職員人件費計(E)	千円	383	1,050	750	600	600	0	-150	
		人に係るコスト計(F)	千円	1,443	7,550	5,750	4,600	4,600	0	-1,150	
		物件費	千円	332	474	73	64	285		-9	
		うち委託料	千円	92	196	0	0	210		0	
		維持補修費	千円							0	
		物に係るコスト計(G)	千円	332	474	73	64	285	0	-9	
	移転支出的なコスト	扶助費	千円							0	
		補助費等	千円			200	200			0	
		繰出金	千円							0	
その他		千円							0		
移転支出的なコスト計(H)		千円	0	0	200	200	0	0	0		
その他									0		
	その他	千円							0		
支出計(I)=(F)+(G)+(H)			千円	1,775	8,024	6,023	4,864	4,885	0	-1,159	
収入内訳										0	
	国庫支出金	千円								0	
	都支出金	千円			100	100	105		0		
	分担金及び負担金	千円							0		
	使用料及び手数料	千円							0		
	繰入金	千円							0		
	その他	千円							0		
									0		
									0		
	収入計(J)	千円	0	0	100	100	105	0	0		
収支差額(K)=(J)-(I)			千円	-1,775	-8,024	-5,923	-4,764	-4,780	0	1,159	
一般財源投入割合			%	100%	100%	98%	98%	98%	#DIV/0!		

2 評価の部(CHECK)＊原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価		
公共関係と性評価	① 公共関与の妥当性 なぜこの事業を行政が行わなければならないのか？税金を使う必要があるか、民間や受益者ができる事業か？かつ、行政が行うとした場合、国・都が行う事業か、それとも市が行う事業か？	☐ 見直し余地がある ⇒【以下に理由を記入】 ⇒3 改革・改善方向の部に反映 ☒ 妥当である ⇒【以下に理由を記入】 暴力被害等への支援については個人では解決できない問題も多い。市民の人権を守る観点と個人情報の的確な管理の観点から、行政が担うべきことである。
有効性評価	② 成果の向上余地 成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？	☒ 向上余地がある ⇒【以下に理由を記入】 ⇒3 改革・改善方向の部に反映 ☐ 向上余地がない ⇒【以下に理由を記入】 本事業の効果を向上させるためには、緊急一時保護が必要な方が適切に保護される必要がある。しかし、施設のルールや制限を理由に保護を希望しないケースが顕在していることから、女性パーソナルサポート事業を創設した。今後パーソナルサポート事業との連携を向上させ、成果向上につなげたい。
	③ 廃止・休止の成果への影響 事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？	☐ 影響無 ⇒【以下に理由を記入】 ⇒3 改革・改善方向の部に反映 ☒ 影響有 ⇒【その内容】 暴力被害等を受けた方に対しての支援について、廃止・休止となった場合、市民の生命・安全を守ることができなくなる。
	④ 類似事業との統廃合・連携の可能性 目的を達成するには、この事務事業以外他に方法はないか？類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	☐ 他に手段がある (具体的な手段、事務事業) ☐ 統廃合・連携ができる ⇒【以下に理由を記入】 ⇒3 改革・改善方向の部に反映 ☐ 統廃合・連携ができない ⇒【以下に理由を記入】 ☒ 他に手段がない ⇒【以下に理由を記入】 目標を達成するには、本事業以外に方法はない。
効率性評価	⑤ 事業費の削減余地・歳入の確保余地 成果を下げずに事業費を削減できないか？(仕様や工法の適正化、住民の協力など) さらなる歳入を確保できないか？	☐ 事業費削減(歳入確保)余地がある ⇒【以下に理由を記入】 ⇒3 改革・改善方向の部に反映 ☒ 事業費削減(歳入確保)余地がない ⇒【以下に理由を記入】 必要時にすぐに利用できるよう民間一時保護施設と委託契約しているが、利用に応じた単価契約となっており、削減の余地はない。
	⑥ 人件費(延べ業務時間)の削減余地 やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？成果を下げずに正職員以外の職員や委託でできないか？(アウトソーシングなど)	☐ 削減余地がある ⇒【以下に理由を記入】 ⇒3 改革・改善方向の部に反映 ☒ 削減余地がない ⇒【以下に理由を記入】 緊急一時保護に関しては、外部委託は望ましくない。人命に関わる事業であり会計年度任用職員に全てを任せることは困難。場合によっては二人体制での支援が求められる。
公平性評価	⑦ 受益機会・費用負担の適正化 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【以下に理由を記入】 ⇒3 改革・改善方向の部に反映 ☒ 公平・公正である ⇒【以下に理由を記入】 緊急に避難し、保護が必要と認められる者すべてを対象としていることから公平公正である。
事業の実施に当たり、ソーシャル・インクルージョンの理念を踏まえ、多様性への配慮はなされているか？		
☒ 適切に実施している・一部実施している ⇒【以下に理由(具体的な取組内容)を記入】 ☐ 実施していない ⇒3 改革・改善方向の部に反映 ☐ 評価になじまない		
相談者の対象として、性自認が女性である方は相談を受けることとしている。しかし、緊急一時保護施設は戸籍が女性である方のみ入所できることから避難先等の確保については課題がある。また、外国籍やしょうがいのある方に関し、言語やしょうがいへの対応など、本人の状況やニーズに寄り添う支援を実施している。		
この事業の対象者からの意見(想定している効果と対象者の感じている効果のギャップはあるか？)(裁量性の大きい事業のみ記載) 緊急的な対応であるため、事前にできるだけ丁寧な説明を心掛けている。現状で利用した方からの課題となるような意見はない(入所期間等についても、概ね相談できるなど柔軟性はあると考えられる。)。しかし、一時保護施設のルールや制限により、利用を躊躇するまたは拒否する相談者がいることが課題の一つである。		
この事業は施策の成果向上や公益の増進に役立っているか？(裁量性の大きい事業のみ記載) DV等の被害を受けた女性や子どもの安全を守るとは、DV被害者支援の根幹であることから、本事業の実施は施策の成果向上や公益の増進に大いに役立っていると考えられる。		

3 評価結果の総括と今後の方向性(次年度計画と予算への反映)(ACTION)																		
(1) 担当課評価者としての評価結果		(2) 全体総括(振り返り、反省点)																
① 公共関与と妥当性	☒ 適切 ☐ 見直し余地あり	年々DV相談が増加している中、精神的暴力(モラハラなど)の相談が多くなっている。また、一時保護となった場合でも不安感が拭えず、精神的なダメージの回復に時間を要し、自立に至るまでの長期的な支援が必要なケースも多い。被害を受けていても一時保護施設の制限が厳しいことを理由に避難することを選択しないケースも見受けられる中で、H31年度に創設した「女性パーソナルサポート事業」との連携により、相談者の安全を最大限確保することが必要である。																
② 有効性	☐ 適切 ☒ 見直し余地あり																	
③ 効率性	☒ 適切 ☐ 見直し余地あり																	
④ 公平性	☒ 適切 ☐ 見直し余地あり																	
(3) 今後の事業の方向性(改革改善案)・・・具体的に記載 ☒ 事業のやり方改善(有効性改善) ☐ 事業のやり方改善(効率性改善) ☐ 事業のやり方改善(公平性改善) ☐ 事業統廃合・連携 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止 現状維持(従来通りで特に改革改善をしない) 被害者の自立まで、経済的自立を含めた長期の支援が必要であることから、民間女性支援団体等との連携による長期的なパーソナルサポートを引き続き実施していく。 緊急一時保護を行う際に、他課との連携は必要不可欠であるため、DV被害者支援対策部会やH31年度に策定したDVマニュアルを活用した、全庁的な連携が必要である。 令和元年度をもって多摩地域の民間シェルター運営団体が事業を休止した。緊急的な避難に即対応するためにも、官民含めた連携機関等を増やしていき、支援のネットワークを拡大していくことが必要である。		(4) 改革・改善による期待成果(廃止・休止の場合は記入不要)																
(5) 改革、改善を実現する上で解決すべき課題とその解決策 被害者の早期発見、迅速な対応、身の安全の確保、自立までの長期的な支援が求められることから、庁内外の関係機関との連携、情報共有、支援者の研修参加による支援力の強化などを図る必要がある。 相談者の状況を分析し、課題が生じた場合に必要施策を構築していく。		<table><tr><td></td><td>削減</td><td>維持</td><td>増加</td></tr><tr><td>向上</td><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>維持</td><td></td><td></td><td>×</td></tr><tr><td>低下</td><td></td><td>×</td><td>×</td></tr></table>		削減	維持	増加	向上		○		維持			×	低下		×	×
	削減	維持	増加															
向上		○																
維持			×															
低下		×	×															
(6) <目標達成基準、見直し・廃止基準>この事業はどのような状態となれば目標が達成されたことになりますか。また、見直し・廃止となりますか？ DV等の女性に対する暴力のない社会が実現され、緊急的な避難、保護が不必要となった場合に、本事業は廃止となると考えられる。																		

評価実施	令和 2 年度	事務事業マネジメントシート（兼 事務事業コスト計算書）				
事務事業名	No.	くにたち男女平等参画ステーション事業	所属部	政策経営部	所属課	市長室
政策名	No.	1 人権・平和・男女共同参画	所属係	男女平等・女性支援担当	課長名	吉田 徳史
施策名	No.	基本施策2 男女共同参画社会の実現と女性への総合的な支援	裁量性	裁量性が大きい事業		
予算科目	会計	款	項	目	事業コード	法令根拠
事業期間		単年度のみ		単年度繰返		期間限定複数年度
				（ 31 年度 ～ 年度 ）		

事務事業の概要	
事業の具体的な手順及び詳細（期間限定複数年度事業は全体像を記述） ＜目的＞ 平成30年4月、国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例(以下、「条例」)が施行された。 女性が貧困等の困難な状況に陥りやすいのは、現在の社会構造や家庭等における役割に起因することもある。男女平等や多様な性について理解を深めることで、男女平等参画に対する意識醸成を図り、性別に関わらず誰もが尊重され、自分らしくいきいきと暮らすことができる社会を目指すため、条例第16条の拠点施設として、平成30年5月にJR中央線高架下に設置された「国立駅前くにたち・こくぶんじ市民プラザ」内に、開設された。	この事業を開始した経緯(いつ、どのような経緯で開始したか) 国立市第5次男女平等・男女共同参画推進計画において、市の男女共同参画の推進拠点が検討課題として挙げられ、国立駅東側高架下市民利用施設の検討において、男女共同参画機能を有する窓口を設置することとなった。その後、平成30年4月施行の条例の拠点施設としても位置づけた(第16条)。 活動実績及び事業計画 令和元年度の実績(令和元年度に行った主な活動を具体的に記載) 1.男女平等参画に関する相談事業 2.普及啓発事業 3.情報収集・提供・発信事業 4.交流促進事業 5.調査・研究事業 6.ボランティアサポーター会議 令和2年度の事業計画(令和2年度に計画している主な活動を具体的に記載) 1.男女平等参画に関する相談事業 2.普及啓発事業 3.情報収集・提供・発信事業 4.交流促進事業 5.調査・研究事業 6.ボランティアサポーター会議 上記事業に加え、アウトリーチ型の啓発事業を実施予定

1 現状把握の部(PPLAN) (DO)	
(1) 事務事業の目的 この事業を実施する背景・課題等(なぜこの事業を行うのか) 固定的性別役割分担意識がいまだに解消されず、また男女の地位の平等感依然として男性優位である。またLGBT等性的マイノリティに対する理解についても一定の認知はされつつあるが、十分とはいえない。性別に関わらず全ての人が自らの希望する機会を得ることができる社会を実現することを目的に、市民の一人ひとりの意識向上が必要であるため。	
事業の対象者及び対象とした理由(できるだけ細かくセグメント化する) 市民、性別や生き方により困難な状況におかれた人	
この事業による直接的な効果及び施策の成果向上への道すじ(裁量性の大きい事業のみ記載) 駅前というアクセス等の利点により、対象者の裾野を広げることができ、また、市役所には相談しにくいと感じていた市民の新たな相談先として期待できる。 相談事業や啓発事業、情報発信事業などの様々な手法を用いることにより、市民の男女平等参画意識を醸成することができ、性別に関わらず誰もが自分らしく暮らすことのできる社会の実現につなげることが可能となる。	

(2)各指標等の推移											
項目		名称		単位	平成28年度 (決算)	平成29年度 (決算)	平成30年度 (決算)(A)	令和元年度 (決算見込み)(B)	令和2年度 (当初予算)	目標年度 (目標値)	差額 (B)-(A)
①	活動指標 (事務事業の活動量を表す指標)	相談種別数		ア			5	5	5	5	0
		講座等(普及啓発)の件数		イ			18	28	30	30	10
②	対象指標 (対象の大きさを表す指標)	市民数(4月1日時点)		ア			75932	75984	76282		52
				イ							0
③	成果指標 (事務事業の達成度を表す指標)	相談件数		ア			281	813	800	800	532
		講座の参加人数		イ			2056	4121	2500	2500	2065
④	上位成果指標 (施策の達成度を表す指標)	市内における女性の相談支援拠点		ア			4	4	4	4	0
				イ							0

(3)事務事業コストの推移										
項目		単位	平成28年度 (決算)	平成29年度 (決算)	平成30年度 (決算)(A)	令和元年度 (決算見込み)(B)	令和2年度 (当初予算)	目標年度 (目標値)	差額 (B)-(A)	
支出内訳	人に係るコスト	正規職員従事人数	人			2	2	2		
		延べ業務時間	時間			1,000	800	800	-200	
		正規職員人件費計(C)	千円	0	0	5,000	4,000	4,000	0	-1,000
		再任用職員従事人数	人							
		延べ業務時間	時間						0	
		再任用職員人件費計(D)	千円	0	0	0	0	0	0	0
		嘱託職員従事人数	人							
		延べ業務時間	時間						0	
		嘱託職員人件費計(E)	千円	0	0	0	0	0	0	0
	人に係るコスト計(F)	千円	0	0	5,000	4,000	4,000	0	-1,000	
	物に係るコスト	物件費	千円			13,292	13,042	15,006		-250
		うち委託料	千円			13,145	13,020	14,940		-125
		維持補修費	千円							0
	移転支出的なコスト	物に係るコスト計(G)	千円	0	0	13,292	13,042	15,006	0	-250
		扶助費	千円							0
		補助費等	千円			451	499	552		48
		繰出金	千円							0
		その他	千円							0
	移転支出的なコスト計(H)		千円	0	0	451	499	552	0	48
	その他		千円							0
その他		千円							0	
支出計(I)=(F)+(G)+(H)		千円	0	0	18,743	17,541	19,558	0	-1,202	
収入内訳									0	
	国庫支出金	千円							0	
	都支出金	千円							0	
	分担金及び負担金	千円							0	
	使用料及び手数料	千円							0	
	繰入金	千円							0	
	その他	千円							0	
									0	
									0	
									0	
収入計(J)		千円	0	0	0	0	0	0	0	
収支差額(K)=(J)-(I)		千円	0	0	-18,743	-17,541	-19,558	0	1,202	
一般財源投入割合		%	#DIV/0!	#DIV/0!	100%	100%	100%	#DIV/0!		

2 評価の部(CHECK) * 原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価		
公共関係と性評価	① 公共関与の妥当性 なぜこの事業を行政が行わなければならないのか？税金を使う必要があるか、民間や受益者ができる事業か？か？、行政が行うとした場合、国・都が行う事業か、それとも市が行う事業か？	☐ 見直し余地がある ⇒【以下に理由を記入】 ⇒3 改革・改善方向の部に反映 ☒ 妥当である ⇒【以下に理由を記入】 男女共同参画社会基本法を基盤とした社会の実現を目指すためには、市民生活と直結している地方自治体が旗振り役となり働きかける必要がある。
有効性評価	② 成果の向上余地 成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？	☒ 向上余地がある ⇒【以下に理由を記入】 ⇒3 改革・改善方向の部に反映 ☐ 向上余地がない ⇒【以下に理由を記入】 ステーションの事業に参加された方の評価は非常に高い。しかしながら、令和元年11月に実施した「多様な性と人権に関する意識調査」において、ステーションの認知度は2割程度であったことから、様々な媒体、機関と連携し、一層の周知を図ることが成果向上につながるものと考ええる。
	③ 廃止・休止の成果への影響 事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？	☐ 影響無 ⇒【以下に理由を記入】 ⇒3 改革・改善方向の部に反映 ☒ 影響有 ⇒【その内容】 本事業のステーションは、条例の理念の浸透や男女平等参画を進める上で、中核的な位置を占める。本事業廃止の場合には、市の男女平等や多様な性などの課題解決や意識の醸成ができなくなることから、影響は多大となることが懸念される。
	④ 類似事業との統廃合・連携の可能性 目的を達成するには、この事務事業以外他に方法はないか？類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	☐ 他に手段がある (具体的な手段、事務事業) ☐ 統廃合・連携ができる ⇒【以下に理由を記入】 ⇒3 改革・改善方向の部に反映 ☐ 統廃合・連携ができない ⇒【以下に理由を記入】 ☒ 他に手段がない ⇒【以下に理由を記入】 類似事業はない。また男女平等参画を推進するためには、日常生活にある様々な課題に耳を傾けることにより得たニーズをもとに市民の目線と情報を発信する必要がある。また市民に身近な機関として相談を受け付けられることに大きなメリットがあるため、現時点では本事業の形態以外にはない。
	⑤ 事業費の削減余地・歳入の確保余地 成果を下げずに事業費を削減できないか？(仕様や工法の適正化、住民の協力など) さらなる歳入を確保できないか？	☐ 事業費削減(歳入確保)余地がある ⇒【以下に理由を記入】 ⇒3 改革・改善方向の部に反映 ☒ 事業費削減(歳入確保)余地がない ⇒【以下に理由を記入】 2年目となり相談者数、イベント等の参加者数は前年度の2倍近くに増えている。人員の配置・事業の内容を考えると運用を変更せずに予算の削減は困難と思われる。
効率性評価	⑥ 人件費(延べ業務時間)の削減余地 やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？成果を下げずにより正職員以外の職員や委託でできないか？(アウトソーシングなど)	☐ 削減余地がある ⇒【以下に理由を記入】 ⇒3 改革・改善方向の部に反映 ☒ 削減余地がない ⇒【以下に理由を記入】 業務委託を行っており、必要最小限の人件費で運営している。
	⑦ 受益機会・費用負担の適正化 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【以下に理由を記入】 ⇒3 改革・改善方向の部に反映 ☒ 公平・公正である ⇒【以下に理由を記入】 全ての市民に開かれた窓口であることを周知している。また、様々な世代の方が情報を得やすいようにインターネットや、情報誌等の紙媒体、相談カードの店舗等への配架等など工夫している。
事業の実施に当たり、ソーシャル・インクルージョンの理念を踏まえ、多様性への配慮はなされているか？		
☒ 適切に実施している・一部実施している ⇒【以下に理由(具体的な取組内容)を記入】 ☐ 実施していない ⇒3 改革・改善方向の部に反映 ☐ 評価になじまない		
講座や講演会等には、保育スペースを設けるなど工夫をしている他、近隣市では希少であるSOGIに関する相談を実施しており、多様な性に関する相談支援を行っている。様々な背景を持つ相談者のプライバシーと個人情報を守るため、相談室などの設備についても配慮した工夫を行っている。		
この事業の対象者からの意見(想定している効果と対象者の感じている効果のギャップはあるか？)(裁量性の大きい事業のみ記載) 市民から、性の多様性や男女平等等の啓発事業に関し、アウトリーチして欲しいとの意見がある。 ステーションの事業を多くの市民に周知して欲しいとの声がある。		
この事業は施策の成果向上や公益の増進に役立っているか？(裁量性の大きい事業のみ記載) 相談や各種イベントの参加された方の評価は高く、本事業が市の条例の理解促進や男女平等参画推進の大きな原動力となっている。特に若年層への周知は施策の課題でもあり、若年層に届くような情報発信、大学等との機関との連携は必須である。		

3 評価結果の総括と今後の方向性(次年度計画と予算への反映)(ACTION)																	
(1) 担当課評価者としての評価結果	(2) 全体総括(振り返り、反省点)																
① 公共関与と妥当性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり	開設2年目として、相談件数、啓発事業の参加者数は2倍以上の伸びがあった。 民間事業者への委託により、HPやTwitterなどのSNS、情報誌など、様々な媒体を活用した啓発や情報発信は、新たな利用者獲得の大きな力となった。																
② 有効性 ☐ 適切 ☒ 見直し余地あり	一方、市内の関係機関にも周知されてきており、講座や会議などの要請も多く入るようになった。限られた予算の中で、要望のある団体等にアウトリーチが可能となるかは次年度以降の課題となった。																
③ 効率性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり																	
④ 公平性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり																	
(3) 今後の事業の方向性(改革改善案)・・・具体的に記載 ☒ 事業のやり方改善(有効性改善) ☐ 事業のやり方改善(効率性改善) ☐ 事業のやり方改善(公平性改善) ☐ 事業統廃合・連携 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止 現状維持(従来通りで特に改革改善をしない) 課題となっているステーションの認知度の向上は、引き続き様々な媒体を活用しPRすることや関係機関との連携等において、市民等への周知を広げていく。 市民の関心事を敏感に捉え、講演会等のイベントに活かしていくことが新たな利用者の獲得につながるものと考ええる。また企業や学校等との連携も向上させ、共に男女平等参画の向上を目指していく。	(4) 改革・改善による期待成果(廃止・休止の場合は記入不要) <table><tr><td></td><td>削減</td><td>維持</td><td>増加</td></tr><tr><td>向上</td><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>維持</td><td></td><td></td><td>×</td></tr><tr><td>低下</td><td>×</td><td></td><td>×</td></tr></table>		削減	維持	増加	向上		○		維持			×	低下	×		×
	削減	維持	増加														
向上		○															
維持			×														
低下	×		×														
(5) 改革、改善を実現する上で解決すべき課題とその解決策 市報や情報誌などを活用し、今後も周知は徹底していくが、知っているだけでなく実際に訪れる市民をどのように増やしていくかが課題となる。																	
(6) <目標達成基準、見直し・廃止基準>この事業はどのような状態となれば目標が達成されたことになりますか。また、見直し・廃止となりますか？ 市における男女平等参画社会が実現され、性に捉われない多様な生き方が実現されたとき。																	

評価実施	令和 2 年度	事務事業マネジメントシート（兼 事務事業コスト計算書）												
事務事業名		No.		女性パーソナルサポート事業					所属部	政策経営部		所属課	市長室	
政策名		No.		1 人権・平和・男女共同参画					所属係	男女平等・女性支援担当		課長名	吉田 徳史	
施策名		No.		基本施策2 男女共同参画社会の実現と女性への総合的な支援					裁量性	裁量性が大きい事業				
予算科目		会計		款		項		目		事業コード		法令根拠		
		一般		01		2		01		01		01		
事業期間				単年度のみ				単年度繰返				配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律		
												期間限定複数年度		
												年度		
事務事業の概要														
事業の具体的な手順及び詳細（期間限定複数年度事業は全体像を記述）														
DV等により自宅から避難することが必要な被害者（相談者）は、公的な一時保護施設に避難することが必要となる。しかしながら、公的な保護施設では利用にあたり、安全性を確保するために外出制限や携帯電話等の通信機器の使用制限等がある。このことを理由に相談者は保護施設の利用を拒否するケースが顕在化している。														
また、DV等の困難な状況におかれた女性は、緊急一時保護や生活保護制度等の行政のセーフティネット制度により、窮迫した状況から一時的な脱却を図るが、自立の過程では長期間の継続し支援が必要な方もいる。しかしながら、婦人相談員をはじめ行政の相談員は緊急的な支援への対応が求められ、人員や体制上から自立段階にある相談者への中長期的な支援にさけるマンパワーは限りがある。														
上記の2点の課題を解消するために、本事業は公的な保護施設の利用を選択しない、またはできない方に短期間の滞在場所を提供する事業（短期宿泊）と民間女性支援団体に業務委託を行い、中長期的な支援が必要な女性への相談や同行支援、講座などを行う事業（自立支援）の2つの柱で構成し、制度の狭間に陥る女性のエンパワーメントを図り、自立につなげる支援を行う。														
この事業を開始した経緯（いつ、どのような経緯で開始したか）														
平成30年度に女性支援の課題を調査分析し、新たな支援策を構築することが必要となり、平成31年度より新規政策事業として事業開始。														
左記概要の状況は当市だけでなく、厚生労働省「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会（H30.7～R元.6）」でも同様の検討がなされた。														
活動実績及び事業計画														
令和元年度の実績（令和元年度に行った主な活動を具体的に記載）														
短期宿泊 6件（147泊）														
自立支援 23件														
・公的制度が利用できない相談者への短期宿泊事業の実施														
・中長期的な支援が必要な方への自立支援の実施														
・上記2事業を民間女性支援団体へ委託して実施														
1 現状把握の部（PLAN）（DO）														
(1) 事務事業の目的														
この事業を実施する背景・課題等（なぜこの事業を行うのか）														
暴力や貧困など女性のおかれる課題は年々複雑化し、既存の公的制度では対応できないケースも顕在化している。このような課題に対し、行政と民間支援団体が連携を図り、双方の強みを補完し合う支援体制を構築することで、多様化する女性の支援ニーズに応えることが可能となる。														
事業の対象者及び対象とした理由（できるだけ細かくセグメント化する）														
・DV等により一時的な避難が必要な相談者で公的な保護施設の利用ができない方（短期宿泊）														
・暴力や貧困、医療的支援が必要な相談者で中長期的な支援が必要な方（自立支援）														
この事業による直接的な効果及び施策の成果向上への道すじ（裁量性の大きい事業のみ記載）														
短期宿泊を利用することにより、一定期間、安心安全な場所に滞在することで、今後の生活や家族、親族との関係性などを考える時間が確保でき、主体的に自分の人生を決めることが可能となる。														
事業を委託した民間女性支援団体の相談員が中長期的に自立に向けたプロセスに寄り添うことで、支援の継続性が確保される。また、再度困難な状況に陥った場合に早期に状況が把握でき、再び行政の制度や支援につなぐことが可能となる。														
(2) 各指標等の推移														
項目		名称		単位	平成28年度 （決算）	平成29年度 （決算）	平成30年度 （決算）（A）	令和元年度 （決算見込み）（B）	令和2年度 （当初予算）	目標年度 （目標値）	差額 （B）-（A）			
①	活動指標 （事務事業の活動量を表す指標）	女性相談件数	ア	件				416	450	450	416			
			イ								0			
②	対象指標 （対象の大きさを表す指標）	緊急一時保護の制度説明した件数	ア	件					10	10	0			
		継続支援の件数	イ	件					20	20	0			
③	成果指標 （事務事業の達成度を表す指標）	短期宿泊事業の利用件数	ア	件				6	10	10	6			
		自立支援事業の利用件数	イ	件				23	30	30	23			
④	上位成果指標 （施策の達成度を表す指標）		ア								0			
			イ								0			
(3) 事務事業コストの推移														
項目		単位	平成28年度 （決算）	平成29年度 （決算）	平成30年度 （決算）（A）	令和元年度 （決算見込み）（B）	令和2年度 （当初予算）	目標年度 （目標値）	差額 （B）-（A）					
支出内訳	人に係るコスト	正規職員従事人数	人				2	2						
		延べ業務時間	時間				800	800						
		正規職員人件費計（C）	千円	0	0	0	4,000	4,000	0					
		再任用職員従事人数	人											
		延べ業務時間	時間											
		再任用職員人件費計（D）	千円	0	0	0	0	0	0					
		嘱託職員従事人数	人				1	1						
	物に係るコスト	延べ業務時間	時間				400	400						
		嘱託職員人件費計（E）	千円	0	0	0	600	600	0					
		人に係るコスト計（F）	千円	0	0	0	4,600	4,600	0					
		物件費	千円				2,265	3,800						
	移転支出的なコスト	うち委託料	千円				2,041	3,300						
		維持補修費	千円											
		物に係るコスト計（G）	千円	0	0	0	2,265	3,800	0					
扶助費		千円												
補助費等		千円												
その他	繰出金	千円												
	その他	千円												
	移転支出的なコスト計（H）	千円	0	0	0	0	0	0						
支出計（I）=（F）+（G）+（H）		千円	0	0	0	6,865	8,400	0	6,865					
収入内訳	国庫支出金	千円												
	都支出金	千円				56	250							
	分担金及び負担金	千円												
	使用料及び手数料	千円												
	繰入金	千円												
	その他	千円												
	収入計（J）	千円	0	0	0	56								

評価の部(CHECK) * 原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価																								
公共 関 与 性 評 価	① 公共関与の妥当性 なぜこの事業を行政が行わなければならないのか？税金を使う必要があるか、民間や受益者ができる事業か？かつ、行政が行うとした場合、国・都が行う事業か、それとも市が行う事業か？	☒ 見直し余地がある ⇒【以下に理由を記入】 ⇒3 改革・改善方向の部に反映 ☒ 妥当である ⇒【以下に理由を記入】	公的な緊急一時保護や生活保護制度など、困難な状況におかれた女性へのセーフティネットは行政の役割である。本事業は公的制度の狭間にある女性の課題に対する予防的、補完的事业であることから、行政が取り組む必要がある。ただし、支援を行う時間や体制などの行政の課題から、民間支援団体との連携が必須となる。																					
	② 成果の向上余地 成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？	☒ 向上余地がある ⇒【以下に理由を記入】 ⇒3 改革・改善方向の部に反映 ☒ 向上余地がない ⇒【以下に理由を記入】	短期宿泊先をさらに確保し、多様なニーズに対応できる社会資源を整備することで成果をさらに向上させることができる。本事業は広域で取り組むべき事業であり、当市の事業が国や都に広がることで、様々なケースへの支援が可能となる。																					
	③ 廃止・休止の成果への影響 事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？	☒ 影響無 ⇒【以下に理由を記入】 ⇒3 改革・改善方向の部に反映 ☒ 影響有 ⇒【その内容】	公的な緊急一時保護が利用しない、利用できないケースへの対処ができなくなり、支援が必要である方が再びDV環境での生活を余念なくされる。中長期的支援が必要な方への支援が途切れることで、経済的、精神的等の自立が達成できず、再び困難な状況に陥る可能性がある。																					
	④ 類似事業との統廃合・連携の可能性 目的を達成するには、この事務事業以外他に方法はなにか？類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	☐ 他に手段がある (具体的な手段、事務事業) ☐ 統廃合・連携ができる ⇒【以下に理由を記入】 ⇒3 改革・改善方向の部に反映 ☐ 統廃合・連携ができない ⇒【以下に理由を記入】 ☒ 他に手段がない ⇒【以下に理由を記入】	本事業は多摩26市、東京都、全国的に見ても同様の事業を実施している自治体はない。当市の独自事業であり、市の他の事業においても統廃合できる事業はない。																					
有効 性 評 価	⑤ 事業費の削減余地・歳入の確保 成果を下げずに事業費を削減できないか？(仕様や工法の適正化、住民の協力など) さらなる歳入を確保できないか？	☐ 事業費削減(歳入確保)余地がある ⇒【以下に理由を記入】 ⇒3 改革・改善方向の部に反映 ☒ 事業費削減(歳入確保)余地がない ⇒【以下に理由を記入】	短期宿泊は実績にもとづき支出することから、利用者の状況による。本事業を支援や委託する民間女性支援団体への支援環境を整備するための基本額と人件費によるものである。自立を促すほか財政補助する仕組みであれば、費用面での削減の可能性はある。																					
	⑥ 人件費(延べ業務時間)の削減 やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？成果を下げずに委託以外正職員以外の職員や委託できないか？(アウトソーシングなど)	☐ 削減余地がある ⇒【以下に理由を記入】 ⇒3 改革・改善方向の部に反映 ☒ 削減余地がない ⇒【以下に理由を記入】	相談支援が中心の事業であるため、民間女性支援団体により委託はするものの、市の婦人相談員との連携は必要不可欠である。																					
効率 性 評 価	⑦ 受益機会・費用負担の適正化 事業の内容が一部の受益者に偏っていないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【以下に理由を記入】 ⇒3 改革・改善方向の部に反映 ☒ 公平・公正である ⇒【以下に理由を記入】	男女平等社会が実現されていない中、男女の格差解消には至っていない現状がある。暴力や貧困の課題は誰にでも起こる問題であり、本事業が必要である方には適切に判断し利用につなげる必要がある。																					
	事業の実施に当たり、ソーシャル・インクルージョンの理念を踏まえ、多様性への配慮はなされているか？ ☒ 適切に実施している・一部実施している ⇒【以下に理由(具体的な取組内容)を記入】 ☐ 実施していない ⇒3 改革・改善方向の部に反映 ※ 評価になじまない																							
戸籍上男性であっても性自認が女性の方は事業の対象として考えている。しかしながら、公的な保護施設は戸籍上女性であることが要件であることから、本事業を利用後、公的な保護施設の利用にはつなげることができない。																								
この事業の対象者からの意見(想定している効果と対象者の感じている効果のギャップはあるか？)(<u>裁量性の大きい事業のみ記載</u>) ・自宅に戻ることが不安だったが、短期宿泊を利用し安心して過ごすことができた。 ・市役所が開いていない時間でも、民間支援団体(委託事業者)の方が相談のにつけてくれて安心できた。 ・今後、資格をとって自立して生きていこうと思った。																								
この事業は施策の成果向上や公益の増進に役立っているか？(<u>裁量性の大きい事業のみ記載</u>) 本事業は、公的制度の狭間におかれ、複雑化した課題を有する女性に対応する事業であることから、「女性等相談支援事業」「緊急一時保護事業」と連動することで、女性のエンパワーメントを図り自立につなげることが可能となる。																								
3 評価結果の総括と今後の方向性(次年度計画と予算への反映)(ACTION)																								
(1) 担当課評価者としての評価結果 ① 公共関与と妥当性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ② 有効性 ☐ 適切 ☒ 見直し余地あり ③ 効率性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ④ 公平性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり (2) 全体総括(振り返り、反省点) 平成31年度の新規事業として実施されたが、年度前半は書式の確認や対象者の要件など、委託事業者との協議に多くの時間を費やした。その結果、年度後半では支援や連絡調整等に関し、効率的に行うことができ、対象者の方にスムーズな事業利用へとつながった。 また、DV等を含め滞在先の方への緊急的な支援策として、他部署からも利用の打診があった。また、近隣市や厚生労働省、内閣府等からもヒアリングや問い合わせがあり、現場の実態から構築した事業であるが市内外から評価をいただく結果となった。次年度はさらに事業内容を精査し、課題に的確に対応できる事業としていきたい。																								
(3) 今後の事業の方向性(改革改善案)・・・具体的に記載 ☒ 事業のやり方改善(有効性改善) ☐ 事業のやり方改善(効率性改善) ☐ 事業のやり方改善(公平性改善) ☐ 事業統廃合・連携 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止 ☐ 現状維持(従来通りで特に改革改善をしない) 短期宿泊先の選択肢を増やすために事業者に働きかけ、多様な相談者のニーズに対応できる社会資源を整備することで成果の向上につなげる。 様々な状況の相談者に対し、本事業の利用判断については、本事業が制度の狭間を補完する事業であるという性質に鑑み、個々のケースの状況に応じ柔軟に対応してきた。しかしながら、既存のDV法や売春防止法などの婦人保護事業における女性支援の仕組み自体が、現在の女性のおかれている状況やニーズに必ずしも合致しておらず、既存の制度が利用できないケースが見受けられる。本来、本事業は国や都などの広域で取り組む事業であると考えられることから、次年度に向け、国等にも事業化や財政補助などの取り組みを要望していく。																								
(4) 改革・改善による期待成果(廃止・休止の場合は記入不要) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="3">コスト</th> </tr> <tr> <th>削減</th> <th>維持</th> <th>増加</th> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">成果</td> <td>向上</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>維持</td> <td></td> <td></td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>低下</td> <td></td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </table>						コスト			削減	維持	増加	成果	向上		○		維持			×	低下		×	×
		コスト																						
		削減	維持	増加																				
成果	向上		○																					
	維持			×																				
	低下		×	×																				
(5) 改革、改善を実現する上で解決すべき課題とその解決策 ・本事業は事業開始年度(平成31年度)から3か年で見直しをすることとしており、積み上げた実績を国等にも報告するとともに、利用ニーズが継続していた場合には引き続きの事業化を図っていく。																								
(6) <目標達成基準、見直し・廃止基準>この事業はどのような状態となれば目標が達成されたことになりますか。また、見直し・廃止となりますか？ 国や東京都等において、本事業と趣旨の事業が実施となった場合には、見直しや廃止が検討される。																								